

令和3年9月10日

所属長様

事務局長
(担当：総務部)

京都府緊急事態措置の延長に伴う施設の利用予約の
キャンセル対応について（通知）

標記の件について、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 対象となる条件について

① 延長された京都府緊急事態措置期間（9月13日～9月30日）において、利用予約がキャンセルとなる場合

② 令和3年9月13日（月）時点で当該利用予約が成立している場合

※ ただし、京都府緊急事態措置が決定した令和3年9月9日（木）～令和3年9月12日（日）にキャンセルされた場合を含む

<注意>

- ・上記1の全ての条件を満たすこと。
- ・京都府緊急事態措置が期間途中で解除された場合、その時点で全額還付を前提としたキャンセルの受付は終了する。

2 手続き、挙証資料等について

これまでと同様に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための利用キャンセルに伴う手続きについて（通知）」（令和2年3月13日付 事務局長通知）に準じて行ってください。

3 注意事項

（1）利用取消申出書の提出については以下のとおりとします。

- ・臨時休館期間 → 必要なし
- ・開館期間 → 必要

(2) 利用許可取消決定通知書の取消理由欄は、以下を記載してください。

[取消理由]

「京都府緊急事態措置の延長に伴う本市所管施設の利用予約のキャンセル対応について」(令和3年9月10日付)(京都市新型コロナウイルス感染症対策本部お知らせ)に基づく

(3) 仮予約については、京都市補償対象外とするため書面での手続きは不要です。

(4) 舞台人件費等のキャンセル料が発生した場合は、令和3年9月24日までの催物に限り当財団が全額経費支出するものとします。